

令和5年5月30日
保健福祉政策部
世田谷保健所

新型コロナウイルス感染症 第8波の検証について

1 主旨

新型コロナウイルス感染症について、第8波における区の感染症対策の検証および今後の対応について取りまとめたので報告する

2 内容

第8波における区の感染症対策の検証および今後の対応について
別紙「新型コロナウイルス感染症第8波の検証」のとおり

新型コロナウイルス感染症 第8波の検証

令和5年5月

世田谷区

保健福祉政策部
世田谷保健所

目 次

第1章 これまでの世田谷区における新型コロナウイルス感染症への対応・・・P1

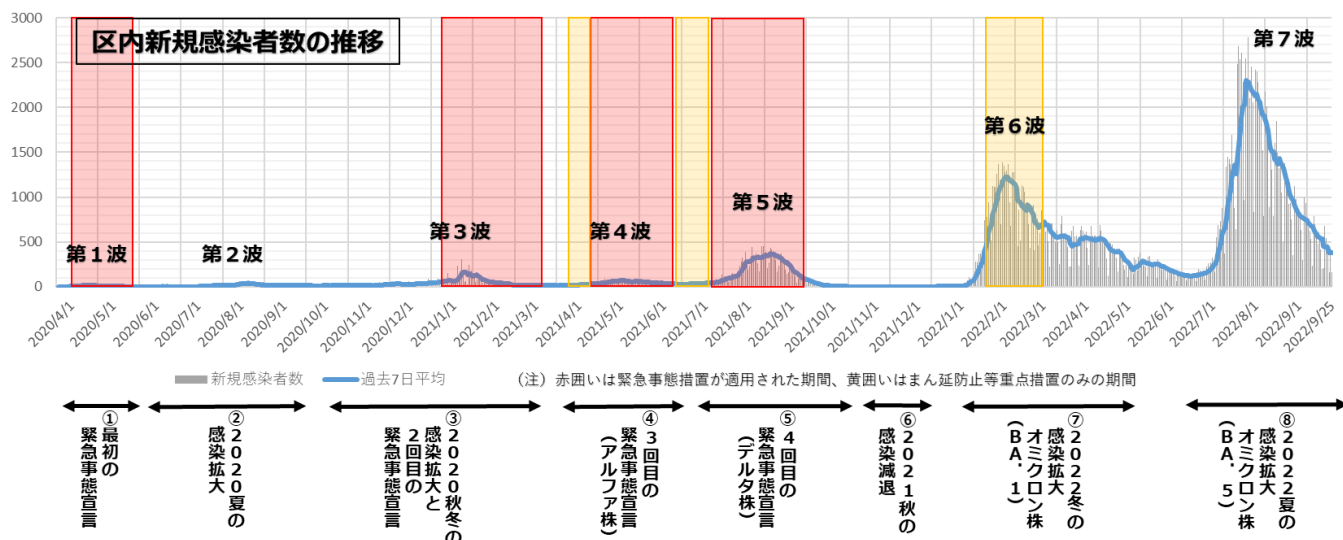
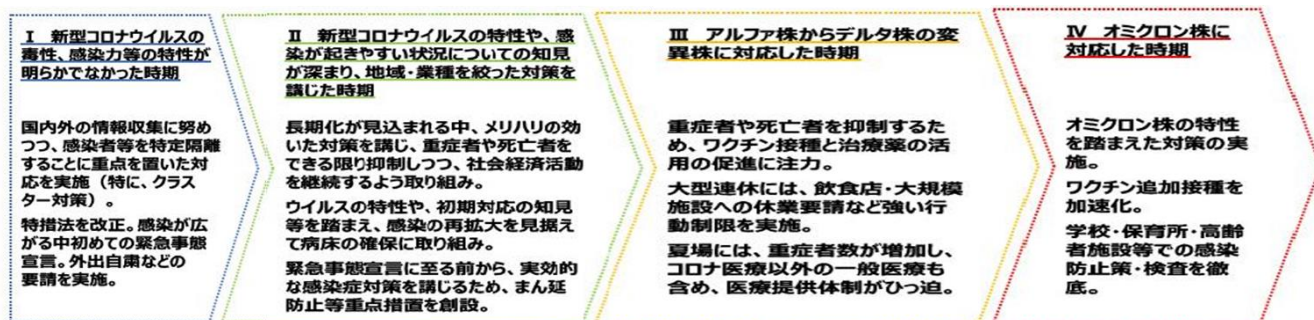
第2章 第8波対応の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

- 1 主旨
- 2 対象期間
- 3 感染状況（第7波と第8波）
- 4 第8波への対応評価

第3章 5月8日以降（5類感染症移行後）の対応・・・・・・・・P14

- 1 国の動き
- 2 都の動き
- 3 区への対応
 - i 地域医療との連携
 - ii ワクチン接種の推進
 - iii 5月8日以降の各事業の対応

第1章 これまでの世田谷区における新型コロナウイルス感染症への対応



区における主な感染症対策の取り組み

出来事	① 最初の緊急事態宣言	② 2020夏の感染拡大	③ 2020秋冬の2回目の緊急事態宣言	④ 3回目の緊急事態宣言(アルファ株)	⑤ 4回目の緊急事態宣言(デルタ株)	⑥ 2021秋の感染減退	⑦ 2022冬の感染拡大(オミクロン株(BA.1))	⑧ 2022夏の感染拡大(オミクロン株(BA.5))
コロナ本部	本部設置 (3月～) 事業継続部会設置 (4月～)							
保健所体制	庁内応援 (保健師) (2月～) 庁内応援 (事務) (6月～)	組織改正 (9月、2月) 業務委託化 (第1段階) 積極的疫学調査委託 (2月) 健康観察センター開設・委託 (2月) IHEATの活用 (10月～)		業務委託化 (第2段階) HER-SYS入力委託 (4月) 自宅療養者相談センター開設・委託 (8月)			組織改正 (4月)	大学との連携 大学救急救命士の応援 (1～3月、8月)
相談	電話相談ひっ迫と業務委託開始 電話相談開設 (2月) 電話相談増強 (4月) 電話相談委託 (派遣) (6月)			後遺症相談開設 (4月)			電話相談委託 (事業者変更) (4月) 電話相談回線増強 (20→25回線)	
検査	保健所PCR検査開始 (4月～) 保健所PCR体制強化 (1→2レーン) (7月)	保健所PCR体制強化 (運営時間延長) (12月) 区独自の検査体制構築 社会的検査開始 (10月～)		保健所PCR体制強化 (運営時間延長、3→5レーン) (7・8月)			官民連携による無料検査 (1月～) 世田谷区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布 (1月-3月) 臨時のPCR検査会場の設置 (2月-3月) 保健所PCR検査会場移転 (6月) 保健所PCR検査会場増設 (6月)	
物資	備蓄マスクの全庁配布 (3-4月)	防護服等の確保 (5月～) 自宅療養者支援物資 (2月)		パルスオキシメーター確保 (8月) 酸素濃縮装置の確保 (4・8月)		パルスオキシメーターの確保 (10月)		
医療提供体制	世田谷区医師会PCR検査センター開設 (5月～) 玉川医師会ドライブスルー検査 (5-6月)			区独自の往診体制 (5月) 区独自の酸素ST開設 (8月-10月)			地区医師会による往診体制強化 (1月) 区独自の酸素ST開設 (1月) オンライン診療体制確保 (8月～)	
ワクチン		検討体制 全庁応援 (1月) 住民接種担当部設置 (2月) コールセンター開設 (3月)		住民接種開始 (1回目) (4月) 全庁応援 (4月～) 接種券送付、予約開始 (4月) まちセン予約受付支援 (5月) 楽天グループでの接種 (7月)		3回目接種開始 (12月)	4回目接種開始 (5月) オミクロン株対応ワクチン接種開始 (9月)	
	令和2年 (2020年)		令和3年 (2021年)			令和4年 (2022年)		

第2章 第8波対応の検証

1 主旨

新型コロナウイルス感染症（第8波）における区の対応について、対応ごとに評価・検証を行い、その結果等を踏まえ今後の感染症対策に活かす。

2 対象期間

令和4年11月1日～令和5年1月31日（約3か月間）

3 感染状況（第7波と第8波）

第7波（主にR4.7月～9月）	期間	人数
感染者数 （週最大）	7月25日～7月31日	15,064人
入院者数 （日最大）	8月4日	600人
死亡者数 （10週間）	7月3日～9月11日 （10週間）	43人
施設等 感染者数状況 （10週間）	7月3日～9月11日 （10週間）	高齢 1,989人 障害 573人 保育 3,745人 小学校 4,013人 中学校 1,205人

第8波（主にR4.11月～R5.1月）	期間	人数
発生届出件数※ （週最大）	1月2日～1月8日	1,192人
入院者数 （日最大）	1月8日	291人
死亡者数 （10週間）	11月14日～1月22日 （10週間）	58人
施設等感染者数状況 （10週間）	11月14日～1月22日 （10週間）	高齢 1,473人 障害 329人 保育 1,760人 小学校 2,726人 中学校 735人

※発生届出件数（週最大）の人数について、9月26日以降の全数把握見直しにより、把握可能人数が発生届対象者（①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、④妊婦）のみに限られたことから、第8波は感染者の一部のみを集計し発生届出件数として記載している。

4 第8波への対応評価

新型コロナウイルス感染症（第8波）における区の対応について、項目ごとに実施した内容をまとめ、対応の評価を行った。

項目	内容	第8波の対応評価
(1) 新型コロナウイルス相談窓口 (2) 発熱相談センター (3) 後遺症相談窓口	(1) 症状がない方を対象とした、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談 (2) 発熱や全身のだるさ等の症状がある方を対象とした電話相談 (3) 療養期間終了後も何らかの症状が残っている方の電話相談	【対応】 ・第7波の対応を継続し、25回線に対応した ・第7波の対応を継続し、区内の診療・検査医療機関リストやコロナの不安がある方がどのように行動すべきかのフローチャートを区HPで周知した。 【評価】 25回線の相談体制を継続実施したことで、感染拡大に伴う発熱外来のひっ迫等により相談件数が増加した際も対応することができた。 また、区HP・SNS等に関しても引き続き活用することにより、区民に対し、広く適切な情報提供を行うことができた。
行政検査 ー従来型検査	主に濃厚接触者を対象とした、保健所が実施する検査 6月以降は検査センターを移転するとともに、新たなPCR検査センターも追加設置し検査体制を拡充	【対応】 ・1日あたり最大検査数 PCR検査センター世田谷保健所第一 （以下「第一」）15件（12月27日） PCR検査センター世田谷保健所第二 （以下「第二」）14件（12月20日） ・2か所計：26件 （12月20日 第一12件、第二14件） ・3か月計729件 （第一397件、第二332件） 11月244件 （第一134件、第二110件） 12月323件 （第一164件、第二159件） 1月162件 （第一99件、第二63件） 【評価】 PCR検査センターを引き続き2会場で稼働したことにより、陽性者の同居家族である濃厚接触者の検査を遅延することなく実施できた。

項目	内容	第8波の対応評価
行政検査 —社会的検査 (随時検査)	区内介護事業所等の社会福祉施設を対象に早期に感染者を発見し、重症化防止やクラスター発生の抑止を目的とした検査を実施	<p>【対応】 季節性インフルエンザとの同時流行の可能性を踏まえ、11月14日より随時検査の検体採取体制を一時的に4班へ強化(通常3班に緊急1班追加)するとともに、最大9班まで迅速に増班が可能な体制を構築。 令和4年11月1日から令和5年1月31日まで検査実績 延べ施設数：83施設 検査数：3,367件 陽性者数：137件</p> <p>【評価】 感染拡大期においても、速やかな検体採取の実施(申込から概ね2~3営業日後)が継続された。</p>
社会的検査(抗原定性検査) —随時検査の補完	区内介護事業所等を対象に一定以上のウイルス量を有する方を早期に発見することで、クラスター発生抑止、重症化防止を図ることを目的に実施。	<p>【対応】 抗原定性検査キットを施設等からの希望に応じてその都度配付する運用を、第8波の期間中も継続。 令和4年11月1日から令和5年1月31日まで抗原定性検査キット配付実績 配付数：45,875キット</p> <p>【評価】 施設等において抗原定性検査キットの安定的確保が可能となり、感染者の早期発見につながった。</p>
社会的検査(抗原定性検査) - 行事前検査	小中学校において、宿泊行事や部活動の大会等の行事实施前に検査することで、感染拡大防止を図る	<p>【対応】 引き続き、安心して宿泊行事に参加できる環境を整備するため、参加者に抗原定性検査キットを配付した。 令和4年11月1日から令和5年1月31日まで抗原定性検査キット配付数：2,925キット ※区立、私立、国立の配付合計</p> <p>【評価】 社会的検査(抗原定性検査)を活用することで、感染拡大防止と宿泊行事实施の一助とすることができた。</p>

項目	内容	第 8 波の対応評価
社会的検査（抗原定性検査） - 施設および家庭における感染拡大防止	ワクチン接種対象外となる子ども関連施設の感染が多く見られたため、施設や利用者家庭の感染を予防することを目的として、保育園等の利用者に対し配付	【対応】 前回（令和 4 年 6 月）に引き続き、11 月に区内の保育園、幼稚園等の利用者に対し配付 第 8 波対応配付実績：72,300 キット 【評価】 季節性インフルエンザとの同時流行が懸念される時期への備えとして、抗原定性検査キットを対象者世帯へ届けるために、11 月中に施設への配付が概ね完了した。
検査 - 東京都 PCR 等検査無料化事業に関する民間事業者との連携	川崎重工業株式会社と連携し、東京都が実施している PCR 等検査無料化事業に基づき、区内で無料 PCR 検査を令和 4 年 1 月より実施	【対応】 第 8 波時においても引き続き川崎重工業株式会社と連携し、区内にて無料 PCR 検査を実施した。 ≪参考≫ 令和 4 年 1 月 14 日から令和 5 年 5 月 7 日まで 会場別検査実績 代田区民センター：15,612 件 宮坂区民センター：4,866 件 大蔵第二運動場：3,156 件 玉川三丁目旧保育施設：4,008 件 旧松原まちづくりセンター施設：2,022 件 烏山区民センター広場：17,869 件 経堂駅前道路事業用代替地：23,375 件 玉川総合支所コミュニティ広場：9,517 件 合計：80,425 件 【評価】 新型コロナウイルスの感染拡大時における検査需要に対応し、感染拡大防止に寄与した。

項目	内容	第 8 波の対応評価
診療 - 医療機関によるオンライン診療等体制の確保	感染拡大に伴う地域医療の発熱外来ひっ迫を解消するため、医療機関による重症化リスクの低い区内在住者等（有症状者）を対象としたオンライン診療等体制の確保を実施	<p>【対応】</p> <p>令和 4 年 8 月から継続しているオンライン診療体制の確保に加え、季節性インフルエンザとの同時流行への備えとして、令和 4 年 12 月 19 日より、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時検査・オンライン診療体制及び対面診療で行う「小児専用同時検査・診療」体制を確保した。</p> <p><小児専用 同時検査・診療所（15 歳以下）> 令和 4 年 12 月 19 日から令和 5 年 1 月 31 日まで 予約件数：174 件 診療件数：152 件</p> <p><同時検査・オンライン診療（16 歳以上）> 令和 4 年 12 月 19 日から令和 5 年 1 月 31 日まで 検査件数 世田谷地域会場：79 件 北沢地域会場：39 件 砧地域会場：112 件 オンライン診療件数：230 件※各会場合算値</p> <p><オンライン診療（16 歳以上）※「新型コロナの検査→オンライン診療」の実績> 令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで 予約件数：1,114 件 診療件数：1,041 件</p> <p><新型コロナ抗原定性検査キット配送実績> 令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで 配付件数：405 件</p> <p><薬配送実績> 令和 4 年 11 月 1 日から令和 4 年 12 月 7 日まで 配送件数：213 件※薬配送は 12 月 7 日で終了</p> <p>【評価】</p> <p>発熱外来のひっ迫により医療機関の受診が困難となった場合における有症状者の受け皿を確保するとともに、重症化リスクの高い有症状者が地域医療にアクセスしやすい環境を整備することに寄与した。</p>

項目	内容	第 8 波の対応評価
保健所体制強化 - 庁内応援体制	感染拡大状況に応じた参集体制による全庁応援を実施	<p>【対応】</p> <p>11 月から 1 月の間は委託を活用することで対応し、全庁応援は実施しなかった。</p> <p>【評価】</p> <p>委託を有効に活用することで、庁内応援体制を組むことなく感染急拡大に対応した。</p>
保健所体制強化 - 委託の活用	積極的疫学調査や HER-SYS 等のデータ入力を外部委託により実施、上記庁内応援体制を組み合わせ対応	<p>【対応】</p> <p>疫学調査については、第 7 波時に強化した委託体制を維持、データ入力については発生届対象の限定化を鑑み、50 名から 30 名に体制を変更した。</p> <p>【評価】</p> <p>委託事業者の体制見直しを適切に実施し、感染急拡大に対応した。</p>
保健所体制強化 - 大学との連携	<p>国士舘大学及び日本体育大学との連携による医療調整機能の強化</p> <p>感染急拡大時には、協定に基づき保健所の業務支援を要請し、救急救命士等により救急要請対応や入院調整対応を実施</p>	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、救急救命士に協力を要請（12 月 10 日～1 月 21 日） 実績 延べ 41 名（1 日 1～2 名） ・入院待機者や自宅療養者への健康観察、入院調整、救急隊との調整（救急要請対応 60 件、入院調整対応 325 件） <p>【評価】</p> <p>救急救命士の支援により、救急要請対応や入院調整対応が遅れることなく実施した。</p>
療養 - 自宅 - 健康観察	療養者の重症化リスク等に応じた健康観察を、外部委託と庁内応援体制を組み合わせ実施	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区健康観察センターを継続し、全件架電により健康観察を実施。 ・1 日あたりの最大健康観察対象者数は 12 月 30 日に最大 127 人 ・11 月～1 月架電実績 計 5,788 件 (11 月 1,333 件、12 月 2,539 件、1 月 1,916 件) ・HOT（酸素濃縮器）稼働数 11 月から 1 月計 2 回稼働 (11 月 0 回、12 月 1 回、1 月 1 回) <p>【評価】</p> <p>全件架電による健康観察を実施し、体調に不安がある方や高齢者などのハイリスク者に対応した。また、HOTを機動的に稼働することで、必要時に速やかに酸素供給を実施した。</p>

項目	内容	第 8 波の対応評価
療養 - 自宅 - パルスオキシメーター貸与	東京都による配送体制と組み合わせ、全自宅療養者への必要台数を確保	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に区健康観察センター対象者に配布。 ・1日あたり最大30件配送（12月22日） ・11月～1月実績 計898件 （11月196件、12月411件、1月291件） <p>【評価】</p> <p>東京都による配送体制とあわせ、区においても配送体制を整備し、全ての希望者に対し配送した。</p>
療養 - 自宅 - 酸素濃縮装置 - (1) 東京都、(2) 世田谷保健所	(1)都：契約及び協定により、1,000台を確保(都内全域で利用) (2)区：契約及び協定により、18台を確保(区民専用で利用、世田谷区入院待機施設（区酸素療養ステーション）の共用分含む)	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都が都内全域で1,000台確保 ・区も独自で協定等により一定数確保 ・11月～1月HOT対応実績（区健康観察センター、医師会、区外の往診等対応医療機関）8件（11月1件、12月2件、1月5件） <p>【評価】</p> <p>東京都と区の酸素供給体制を組み合わせることで、必要時に迅速に酸素供給を実施した。</p>
療養 - 自宅 - 体調悪化時の対応 - 医師会	東京都の各種事業を活用し、電話・オンライン診療や往診等の体制を構築	<p>【対応】</p> <p>東京都医療支援体制強化事業における医師会実績：84件（往診15件、電話・オンライン69件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月：15件 （往診3件、電話・オンライン12件） ・12月：27件 （往診4件、電話・オンライン23件） ・1月：42件 （往診8件、電話・オンライン34件） <p>【評価】</p> <p>東京都の事業を活用し、自宅療養者の体調悪化時等に、地区医師会と連携して対応した。</p>
療養 - 自宅 - 体調悪化時の対応 - 訪問看護ステーション	東京都の自宅療養者等への訪問看護業務委託と連動した、自宅療養者宅への訪問看護対応	<p>【対応】</p> <p>上記東京都医療支援体制強化事業に連動して訪問看護対応を実施。</p> <p>【評価】</p> <p>東京都の事業を活用し、訪問看護ステーション協会との連携のもと、日々訪問が必要な自宅療養者等の健康観察を実施した。</p>

項目	内容	第 8 波の対応評価
療養－自宅－ 体調悪化時の 対応－外部委 託	架電と受電の機能を切り分けて委託を実施 対応強化の必要性が見込まれる場合は、大学との連携による業務支援と組み合わせて対応	<p>【対応】</p> <p>(架電状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P7「療養 - 自宅 - 健康観察」を参照。 <p>(受電状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世田谷区自宅療養者等相談センターを継続して対応 ・ 11月～1月の応答数は 6,884 件 (11月 2,216 件、12月 2,812 件、1月 1,856 件) ・ 1日あたり最大応答数は 132 件 (12月 26日) <p>【評価】</p> <p>感染拡大時でも受電の電話回線が混雑することなく、体調悪化時の健康相談に適切に対応した。</p>
療養 - 自宅 - 食料配送 - 委 託	東京都による配送体制と組み合わせ、希望者への 3 日分の飲料水等を配送できるよう外部委託を実施	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都の配食：希望者がうちさぼ東京に申し込み ・ 区の配食：希望者が世田谷区自宅療養者等相談センターに申し込み ・ 区の 1日あたりの最大数：67 件 (12月 15日) ・ 11月～1月の区の配送件数 2,911 件 (11月 764 件、12月 1,328 件、1月 819 件) <p>【評価】</p> <p>東京都による配送体制とあわせ、区においても配送体制を整備し、全ての希望者に配送した。</p>
療養 - 酸素療 養 - 世田谷区 入院待機施設 (区酸素療養 ステーション)	主に入院待機中の世田谷区民を対象として 16 床で運営	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所人数 82 人 (11月 28 人、12月 35 人、1月 19 人) ・ 1日あたり最大入所人数 10 人 (11月 26日) ・ 酸素投与 7 件、点滴 5 件 <p>【評価】</p> <p>病床ひっ迫時に、家族や集団生活内での二次感染を防ぎたい方を利用対象にするなど、柔軟な受け入れを行うことで施設の有効活用を図った。</p>

項目	内容	第 8 波の対応評価
入院 - 病床の確保 - 医療機関支援	医療機関の受け入れ体制を強化及び地域医療体制の確保のため新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関を支援	<p>【対応】 新型コロナウイルス感染症へ対応する医療機関に対して支援を実施した。</p> <p>【評価】 第 8 波においては、支援を受ける 10 の入院受入医療機関によって 180 床が確保され、延べ 6, 550 床の病床を区民が使用することができた。 また、支援を受ける 92 の医療機関によって PCR 検査が約 3 万回、抗原検査は約 3.8 万回実施され、区民にとって身近な地域で医療体制が提供されたといえる。</p>
新型コロナウイルスワクチン	感染拡大防止及び重症化予防の観点から令和 4 年秋開始接種の実施。	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年 9 月下旬からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始し、令和 5 年 3 月 31 日時点で全体の接種回数は 357, 937 回、接種率は 43%、うち、60 歳以上は 171, 808 回、接種率は 72. 4% に達した。 令和 4 年秋開始接種を開始した時点では、令和 5 年 3 月 31 日までが特例臨時接種期間と位置付けられていたため、未接種者に対する接種勧奨を区ホームページ、区のおしらせなど様々な媒体を通じて行った。 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年 10 月に前回接種からの接種間隔が「5 か月」から「3 か月」に短縮されたことに伴い、接種希望者が 10 月、11 月に集中したが、集団接種会場の予約枠及び個別接種医療機関へのワクチン供給数をそれぞれ増やすことによって接種希望者が速やかに接種を受けられる体制を確保した。 未接種者への接種勧奨を行い、接種率の向上に努めた。

項目	内容	第 8 波の対応評価
感染症アドバイザー派遣	希望する社会福祉施設等に対し、医師及び感染管理認定看護師のアドバイザーが現地訪問、電話、メール等で新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策及び予防に係る助言等を行うことによって、施設内での感染拡大の防止及び円滑な業務継続を図る。	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策や感染発生時の対応等に関する施設等の疑問に対し、助言を行った。 ・障害福祉施設 1 件実施 <p>【評価】</p> <p>施設等は、国などが示すところにより、日々、感染対策を行っているが、その中で生じる疑問や不安に対し、感染状況や施設等の実情に応じた具体的な助言を行うことができた。</p>
施設への感染症対策（高齢）	<p>(1) 事業所・施設への情報提供</p> <p>(2) 陽性者が発生した事業所・施設への確認</p> <p>(3) 事業所・施設への物品提供</p>	<p>【対応】</p> <p>(1) 定期的・随時の F A X 送信等で社会的検査などの区の事業や東京都による集中的・定期的検査の情報を提供した。</p> <p>(2) 事業所・施設からの陽性者確認報告を電子申請システムで受け付け、発生状況を把握した。</p> <p>(3) 支援要請のあった事業所・施設に対し、マスク等の感染防護品を提供した。</p> <p>【評価】</p> <p>(1) 事業所・施設に必要な情報の提供を図ることができた。</p> <p>(2) 24 時間いつでも報告可能な電子申請システムを利用することで、事業者側の事務負担軽減につながることに加え、行政側もより迅速な探知が可能となった。</p> <p>(3) マスク等の必要な物品を提供したことで、事業所・施設のサービス提供の継続に資することができた。一方、物資の提供による支援要請は令和 3 年度と比較して著しく減少しており、市場における安定供給や、都・区による補助金交付事業等によるものと考えられる。</p>

項目	内容	第 8 波の対応評価
施設への感染症対策（障害）	<p>(1) 障害者施設等に対する対応</p> <p>①感染防止対策の周知</p> <p>②陽性者発生時の支援</p> <p>(2) 在宅要介護者の受入体制整備</p> <p>在宅で介護している家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、濃厚接触者となった障害者への支援（自宅へのヘルパー派遣）を実施。</p>	<p>【対応】</p> <p>(1)障害者施設等に対する対応</p> <p>① 感染防止対策等の周知</p> <p>国や東京都、保健所等から出される新型コロナウイルスの感染防止対策に関する資料を送付するなどして周知を図るとともに、施設における体調確認、換気、消毒など感染防止対策における相談等に対応。</p> <p>② 陽性者発生時の対応</p> <p>陽性者発生時には、施設の職員や保健所等と連携して濃厚接触者の特定を行うとともに、施設運営について、職員・利用者の状況を踏まえ個別に調整して対応。</p> <p>(2)在宅要介護者の受入体制整備 0 件</p> <p>【評価】</p> <p>(1)障害者施設等に対する対応</p> <p>感染症アドバイザーの活用や保健所との連携などにより、施設における感染防止策の周知徹底や感染拡大防止に向けた運営支援を行うことができた。</p> <p>(2)在宅要介護者の受入体制整備</p> <p>今回の対象期間直後に自宅へのヘルパー派遣 1 件あり。団体から感染時の備えとして制度継続の要望あり。</p>
施設への感染症対策（保育）	<p>世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドラインに基づく感染症対策及び濃厚接触者を特定しない中での登園自粛のお願い等感染防止対策を行いながら保育運営に努める。</p>	<p>【対応】</p> <p>国などが示す感染防止対策に沿って、世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドラインに基づき、基本的な感染症対策の周知を定期的に行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた保育所等における感染対策の徹底を周知するとともに、診療体制のひっ迫に備えた医療機関の情報提供にも努めた。</p> <p>【評価】</p> <p>引き続き、世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドラインに基づき、各保育施設が徹底した感染防止対策を講じながら保育を行えたことで、第7波よりも感染者数は抑えられた。</p>

項目	内容	第8波の対応評価
施設への感染症対策（区立小・中学校）	感染症対策を徹底した上で、学校運営の継続や子どもの学びの機会の確保	<p>【対応】 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行を見据え、体調不良時に登校を控えることや、学校内の換気などを改めて周知した。一方で、給食時の黙食を見直す方針を各学校へ示した。</p> <p>【評価】 感染症対策を徹底しつつ、児童生徒の学校生活の充実に配慮した対応にも努めた。</p>
施設への感染症対策（新BOP学童クラブ）	児童の安全、安心を最優先とし感染症防止対策を講じて、運営する。	<p>【対応】 (1) 新BOP学童クラブについては、通常どおりの利用を基本としていた。引き続き第8波においても保護者に子どもが自宅で過ごせるときには、可能な範囲で学童クラブの利用を控えていただくようご協力をお願いした。 (2) 運営にあたっては、室内の換気や手洗い、マスク着用（厚労省、文科省周知の対応に合わせる）施設内の消毒等を行うとともに、間食や昼食時には黙食するなど感染防止対策を行った。</p> <p>【評価】 (1) 感染防止策の徹底 施設の換気や消毒、児童・職員の手洗いやマスク（厚労省、文科省周知の対応に合わせる）の着用等の徹底を図るとともに昼食、間食時の一方向を向いての黙食、一度に食べる人数の制限、また抗原検査キットの活用などにより、第8波中にクラスターは発生しなかった。 (2) 感染症対策を徹底することで、児童が楽しめる校庭や体育館を活用した運動遊びなどのさまざまな日常活動や行事などの運営を従来に近い内容で実施することができた。</p>
施設への感染症対策（児童館）	「児童館利用ガイドライン」に基づき、感染拡大防止対策を講じた上で館運営を行う。	<p>【対応】 感染防止対策を徹底した上で、館内利用人数の一部制限や事業実施方法等を精査し、館運営を継続した。</p> <p>【評価】 職員、利用者、共に「児童館ガイドライン」を遵守し、感染防止対策を徹底できたため、児童館での感染拡大を未然に防ぐことができた。</p>

第3章 5月8日以降（5類感染症移行後）の対応

1 国の動き

国は、令和5年1月27日の厚生科学審議会感染症部会からの意見を踏まえ、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「国対策本部」という。）において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症を、感染症法上の5類感染症に位置づけることとした。

その後、同年3月10日の国対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」を決定し、国の政策・措置の具体的な見直し方針を発表した。

<国が公表した政策・措置の主な内容>

① 患者等への対応

急激な負担増が生じないように、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続する。

② 医療提供体制

入院や外来の取扱いについては、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、段階的な移行を目指す。

③ 高齢者施設等における対応

重症化リスクが高い高齢者等が多く生活している高齢者施設等の特性を踏まえ、入院が必要な高齢者等が、適切かつ確実に施設から入院できる体制を確保しつつ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の各種の政策・措置（注）は、当面継続する。

（注）重症化リスクが高い者が多い医療機関、高齢者施設等での陽性者発生時の周囲の者への検査や従事者への集中的検査 等

2 都の動き

・東京都は、上記1月27日の国の5類移行決定を踏まえ、2月14日の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「5類移行に係る都の対応方針」を発表した。

- 5類移行後も都民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう、必要な保健・医療提供体制を継続しつつ、段階的に移行する
- 感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を維持する

・さらに、①5類移行までの間のみ実施する事業、②全国一律の方針に基づき実施していく事業、③東京モデルとして当面維持すべき事業を3つの柱として5類移行に対応していく旨を発表し、上記3月10日の国の具体的な対応方針の発表も踏まえ、3月16日の東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議において、より詳細な施策を発表した。

3 区の対応

(1) 区の対応方針

区は、前述の国や東京都の動きを踏まえ、5類移行後は次の考え方に基づいて対応を行う。

- ① 感染症法上の分類が5類に移行することにより、実施根拠がなくなる事業については原則「廃止」する。

(例) 濃厚接触者への検査、入院勧告、患者搬送、自宅療養者への支援など

- ② 5類移行後も、新型コロナウイルス感染症から区民の生命と健康を守るために区が担うべき事業は「継続」する。

(例) 区民の不安解消、外来や救急への影響緩和、重症化リスクの高い区民が多い高齢者施設等の感染対策、幅広い医療機関による自律的な対応に向けた医療機関支援など

- ③ 「継続」する事業の実施期間については、国や都の動向も踏まえて判断する。

- ④ 感染が再拡大した場合に備える必要があるため、これまでの経験を活かし、機動的に対応できる体制を維持する。

- ⑤ 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になった場合には、ただちに迅速な対応を図る。

※取り組みごとの対応方針については、「iii 5月8日以降の各事業の対応」のとおり。

(2) 区民への感染状況等の周知・啓発

① 感染対策について

国は、令和5年3月31日に「基本的感染対策の考え方について」の事務連絡を発出し、本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となることとした。今後は、国として一律に感染対策を求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいく必要があることから、国は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととし、以下「5月8日以降の感染対策のポイント」が示された。

区においても、ホームページやSNS等により区民周知を行うなど、国の考え方に準じた感染対策を推進する。

※5月8日以降の感染対策のポイント（国事務連絡より抜粋）

	今後の考え方（5月8日以降）
新型コロナの感染対策の考え方	個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	感染症法に基づく情報提供（「基本的対処方針」は廃止） ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	事業者の判断、自主的な取組（業種別ガイドラインは廃止） ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない

基本的感染対策	
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。一定の場合にはマスク着用を推奨
手洗い等の手指衛生 換気	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）
現在行われている対応（例）	
入場時の検温 入口での消毒液の設置 アクリル板、ビニールシートなどパーティション（仕切り）の設置	政府として一律に求めることはしない対策の効果（左欄参照）、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の可否を判断

②感染者数等の公表について

令和5年1月27日付「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、本年5月8日は感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行することとなった。この国の方針を受け、週ごとの発生届件数及び区関連施設等における新型コロナウイルス感染症発生状況の区ホームページでの公表は終了し、今後は、新型コロナウイルス感染症に関して、区民・事業者の自主的な感染対策の取組みに資するよう、水曜日（予定）に、区内の定点医療機関が把握した前週の患者数を区のホームページにおいて公表する。

○区内の新型コロナウイルス感染症発生状況（令和5年5月23日時点）

2023年 第19週 5/ 8(月)～5/14(日)	70件 (2.80)
第20週 5/15(月)～5/21(日)	83件 (3.32)

※（ ）の数値は定点あたり数

○（参考）インフルエンザの発生状況（令和5年5月23日時点）

	国	東京都	世田谷区
2023年 第19週 5/ 8(月)～5/14(日)	6,648件 (1.36)	397件 (0.96)	37件 (1.48)

※インフルエンザの発生状況は、前週分を毎週金曜日に都が公表している。

※（ ）の数値は定点あたり数

※定点あたり数基準値について（国立感染症研究所HP等参照）

- ・定点あたり数「1」以上：流行開始の目安となる
- ・定点あたり数「10」以上：流行発生注意報発令の基準値

- ・ 定点あたり数「30」以上：流行発生警報発令の基準値
- ※東京都及び世田谷区の人数は、東京都感染症情報センター「定点報告疾病集計表（週報告分）」より抜粋

i 地域医療との連携

(1) 地域医療における今後の新型コロナウイルス感染症流行への対応

第8波ではインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の同時流行への対応として、烏山総合支所内夜間診療所において発熱患者等の診療、検査を行うため、総合支所内2階会議室を活用し、インフルエンザ検査と新型コロナ検査（PCR検査）を実施した。また、玉川診療所においては、発熱患者等の動線を切り分け検査を行うため、診療所付近駐車場に陰圧スペースを備えた検査車両を設置し、インフルエンザ検査と新型コロナ検査（抗原定性検査）を実施した。

新型コロナウイルス感染症は5類扱いとなるが、一般診療所での受け入れ体制が直ちに整うわけではないため、今後新たな波が来た場合には初期救急診療所や烏山診療所等に患者が殺到し、立ち行かなくなる事態も想定される。

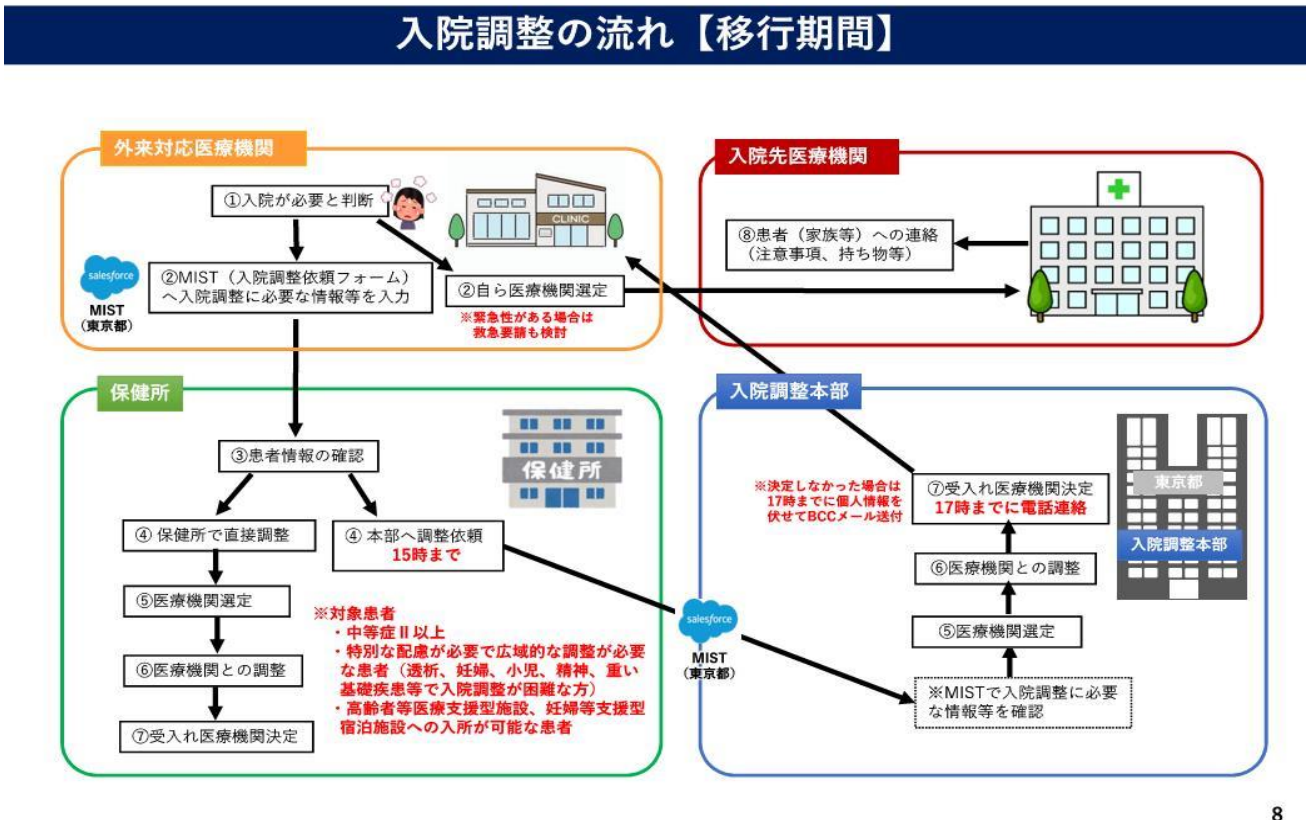
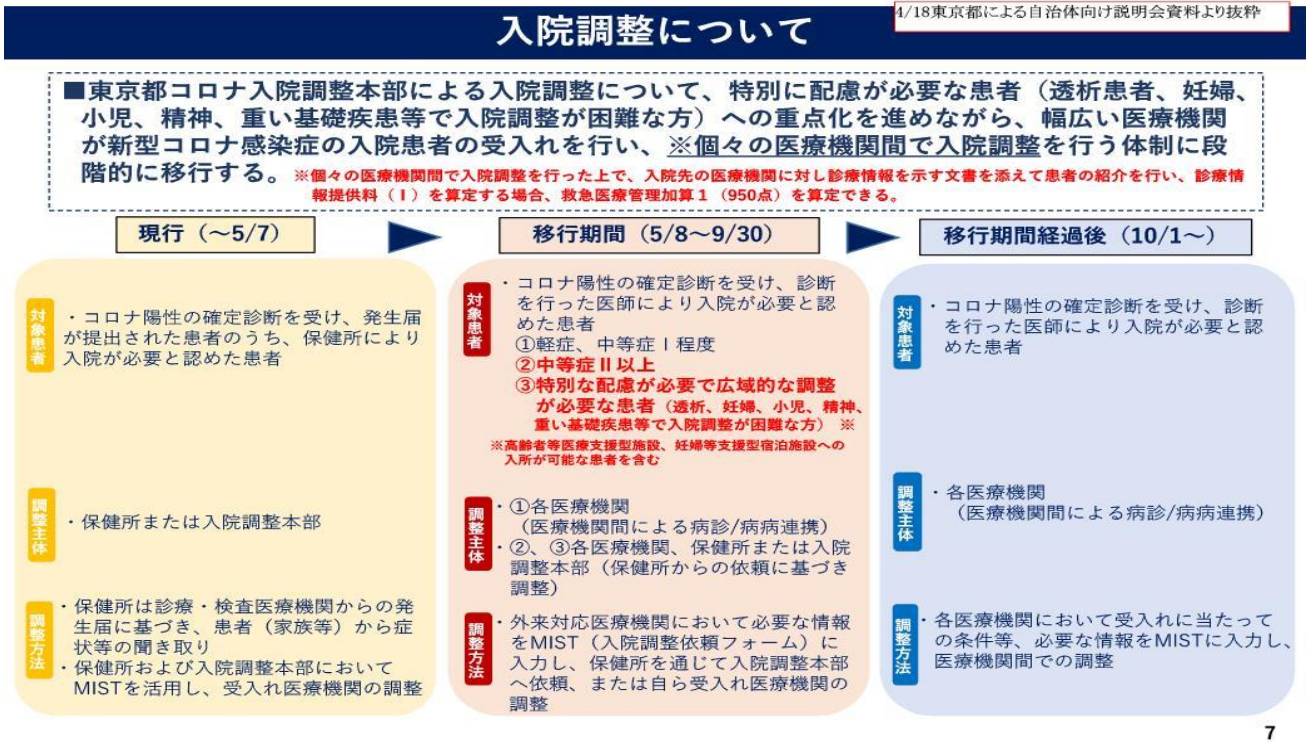
このため、5類移行後の地域医療においても、引き続き地区医師会と連携し、初期医療の体制整備が必要である。特に換気や狭い等の診療環境に課題がある烏山診療所については、診療スペースの拡充を改めて総合支所と調整し協議していく。また、これまでも季節性インフルエンザの時期に従事する医師・看護師より烏山診療所の環境等の課題を指摘されていたことから、今後の場所を含め休日等診療事業のあり方を整理する。

一方、令和4年6月に都立病院敷地に開設した世田谷区PCR検査センター（地域外来・検査センター事業）は、発熱患者に対する一般診療所の受け皿としても機能していたが、発熱等の患者に対する検査についての公費支援が終了することから、本事業は5月7日で終了し、以降7月31日までに仮設建築物の解体・撤収作業を完了させるものとする。

(2) 入院調整に係る対応

5 類移行後の入院調整については、移行期間を経て、令和 5 年 10 月 1 日より、行政が関与する体制から、個々の医療機関間で入院調整を行う体制へ段階的に移行することとされている。これを踏まえ、移行期間経過後を見据えた体制整備について、今後も地区医師会や地域の医療機関と緊密に連携しながら円滑な移行を目指すものとする。

※東京都の入院調整に関する方針（4 月 18 日自治体向け説明会資料より抜粋）



ii ワクチン接種の推進

(1) 新型コロナワクチン

令和5年度については、以下のとおり実施する方針が国から示されているため、これらを踏まえて、接種を希望する方が速やかに接種を受けられるための必要な体制を確保する。

期間	実施する接種	対象者
5月7日まで	令和4年秋開始接種	・5歳以上の全ての方
5月8日から 8月末まで	令和5年春開始接種	・65歳以上の高齢者 ・5歳以上の基礎疾患を有する方 ・医療従事者等 ・高齢者施設、障害者施設等従事者
9月以降	令和5年秋開始接種	・5歳以上の全ての方

※上記の区分に関わらず、初回接種（乳幼児含む）未接種者は令和5年度を通じて接種対象となる。また、小児接種対象者のうち、オミクロン株対応ワクチン未接種の方は、令和5年春開始接種期間中も当該ワクチン接種を受けることができる。

iii 5月8日以降の各事業の対応

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降の区の対応について、項目ごとに内容をまとめた。

対応凡例：継続・・・第8波での対応を引き続き継続する。
 統合・・・2つ以上の事業を合わせて実施する。
 縮小・・・これまでの体制を縮小して実施する。
 休止・・・これまでの体制を休止する。
 廃止・・・これまでの体制を廃止し事業を終了する。

《対応一覧》

項目	内容	5月8日以降の対応
(1) 新型コロナウイルス相談窓口 (2) 発熱相談センター (3) 後遺症相談窓口	(1) 症状がない方を対象とした、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談 (2) 発熱や全身のだるさ等の症状がある方を対象とした電話相談 (3) 療養期間終了後も何らかの症状が残っている方の電話相談 《5月8日以降の方針詳細》 世田谷区自宅療養者相談センターにおける健康相談機能も含めて、電話相談窓口を統合し、「世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター」として実施する。	統合
行政検査 —従来型検査	主に濃厚接触者を対象とした、保健所が実施する検査 6月以降は検査センターを移転するとともに、新たなPCR検査センターも追加設置し検査体制を拡充	廃止
行政検査 —社会的検査 (随時検査)	区内介護事業所等の社会福祉施設を対象に早期に感染者を発見し、重症化防止やクラスター発生の抑止を目的とした検査を実施 《5月8日以降縮小する内容》 対象施設を高齢者・障害者施設にし、事業所・施設内で感染者が発生した場合のみ実施する。	縮小
社会的検査（抗原定性検査） —随時検査の補完	区内介護事業所等を対象に一定以上のウイルス量を有する方を早期に発見することで、クラスター発生抑止、重症化防止を図ることを目的に実施 《5月8日以降縮小する内容》 対象施設を高齢者・障害者施設に限定し配付する	縮小

項目	内容	5月8日以降の対応
社会的検査（抗原定性検査） - 行事前検査	小中学校において、宿泊行事や部活動の大会等の行事实施前に検査することで、感染拡大防止を図る	廃止
社会的検査（抗原定性検査） - 施設および家庭における感染拡大防止	ワクチン接種対象外となる子ども関連施設の感染が多く見られたため、施設や利用者家庭の感染を予防することを目的として、保育園等の利用者に対し配付	廃止
検査 - 東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携	川崎重工業株式会社と連携し、東京都が実施しているPCR等検査無料化事業に基づき、区内で無料PCR検査を実施	廃止
診療 - 医療機関によるオンライン診療体制の確保	感染拡大に伴う地域医療の発熱外来ひっ迫を解消するため、医療機関による重症化リスクの低い区内在住者等（有症状者）を対象としたオンライン診療体制の確保を実施	廃止
保健所体制強化 - 庁内応援体制	感染拡大状況に応じた参集体制による全庁応援を実施	廃止
保健所体制強化 - 委託の活用	積極的疫学調査やHER-SYSなどのデータ入力を外部委託により実施、上記庁内応援体制を組み合わせ対応 《5月8日以降縮小する内容》 ・5類移行後も入院調整業務の一部を保健所が担うことが都の方針として決定したことから、入院調整に係る看護師の委託を継続する。 ・一方で、発生届の入力等のデータ入力作業は終了となるため、データ入力に係る事務職は入院調整業務を残し縮小する。	縮小
保健所体制強化 - 大学との連携	国士舘大学及び日本体育大学との連携による医療調整機能の強化 感染急拡大時には、協定に基づき保健所の業務支援を要請し、救急救命士等により救急要請対応や入院調整対応を実施	廃止
療養 - 自宅 - 健康観察	療養者の重症化リスク等に応じた健康観察を、外部委託と庁内応援体制を組み合わせ実施	廃止

項目	内容	5月8日以降の対応
療養 - 自宅 - パルスオキシメーター貸与	東京都による配送体制と組み合わせ、全自宅療養者への必要台数を確保	廃止
療養 - 自宅 - 酸素濃縮装置 - (1) 東京都、 (2) 世田谷保健所	(1) 都：契約及び協定により、1,000 台を確保（都内全域で利用）	廃止
	(2) 区：契約及び協定により、18 台を確保（区民専用で利用、世田谷区入院待機施設（区酸素療養ステーション）の共用分含む）	廃止
療養 - 自宅 - 体調悪化時の対応 - 医師会	東京都の各種事業を活用し、電話・オンライン診療や往診等の体制を構築	廃止
療養 - 自宅 - 体調悪化時の対応 - 訪問看護ステーション	東京都の自宅療養者等への訪問看護業務委託と連動した、自宅療養者宅への訪問看護対応	廃止
療養 - 自宅 - 体調悪化時の対応 - 外部委託	架電と受電の機能を切り分けて委託を実施 対応強化の必要性が見込まれる場合は、大学との連携による業務支援と組み合わせで対応	廃止
療養 - 自宅 - 食料配送 - 委託	東京都による配送体制と組み合わせ、希望者への3日分の飲料水等を配送できるよう外部委託を実施	廃止
療養 - 酸素療養 - 世田谷区入院待機施設（区酸素療養ステーション）	主に入院待機中の世田谷区民を対象として16床で運営	廃止
入院 - 病床の確保 - 医療機関支援	医療機関の受け入れ体制を強化及び地域医療体制の確保のため新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関を支援	継続
新型コロナワクチン	重症化予防の観点から令和5年春開始接種（5月～8月）及び令和5年秋開始接種（9月～12月）を実施予定。	継続
感染症アドバイザー派遣	希望する社会福祉施設等に対し感染管理認定看護師のアドバイザーが現地訪問、電話、メール等で新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策及び予防に係る助言等を行うことによって、施設内での感染拡大の防止及び円滑な業務継続を図る。	継続
施設への感染症対策（高齢）	(1) 陽性者が発生した事業所・施設への対応 《5月8日以降縮小する内容》 かかり増し経費等への補助について、対象をマスク等の衛生物品購入に限定する。	縮小
	(2) 事業所・施設への物品提供	廃止

項目	内容	5月8日以降の対応
施設への感染症対策（障害）	(1)障害者施設等に対する対応 (①感染防止対策の周知)	継続
	(1)障害者施設等に対する対応 (②陽性者発生時の支援) 《5月8日以降縮小する内容》 陽性者発生報告は各施設で電子申請フォームを活用し行うこととし、必要に応じて各施設や保健所等と個別に調整し対応する。	縮小
	(2)在宅要介護者の受入体制整備 《5月8日以降縮小する内容》 介護状況等を踏まえて実施可否を判断する。セーフティネットとして半年程度継続し、状況を見て廃止についても検討する。	縮小
施設への感染症対策（保育）	世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドラインに基づく感染症対策及び濃厚接触者を特定しない中での登園自粛のお願い等感染防止対策を行いながら保育運営に努める。 《参考》5月8日以降の対応 世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドラインを廃止し、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」による対応に移行する。	廃止
施設への感染症対策（区立小・中学校）	国・都の方針を踏まえた感染症対策 ・日々の検温（保護者から学校への報告） ・校内の消毒、換気 ・教育活動の場面に応じた対策 ・学級閉鎖 など 抗原定性検査キットの活用 《5月8日以降縮小する内容》 文部科学省通知およびマニュアルに基づき、家庭との連携による児童生徒等の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生などの指導を継続し、感染症が落ち着いている平時においては、これら以外の特段の感染症対策は実施しないこととする。	縮小
施設への感染症対策（新BOP学童クラブ）	国・都の方針を踏まえた感染症対策を講じて運営する。 《5月8日以降縮小する内容》 新型コロナウイルス感染予防対策としての利用料減免の中止	縮小

項目	内容	5月8日以降の対応
施設への感染症対策（児童館）	<p>「児童館利用ガイドライン」に基づき、感染拡大防止対策を講じた上で館運営を行う。</p> <p>《参考》5月8日以降の対応</p> <p>世田谷区「児童館利用ガイドライン（新型コロナウイルス感染拡大防止対策）」は廃止し、厚生労働省「児童館ガイドライン」を踏まえた衛生管理を励行する。</p>	廃止

【上記対応の全面的な見直しについて】

国は、今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株（新たな「懸念される変異株」）が出現するなど、科学的前提が異なる状況になった場合、直ちに対応を見直す旨の方針を示している。

区では上記の国及び都の移行に関わる方針を踏まえつつ、区内の感染状況等を注視し、世田谷区医師会や玉川医師会をはじめとした地域の医療機関と連携を密に図りながら、適切な対応を講じていく。